

「令和5年度就労支援事業所に係る説明会（集団指導）」

受講確認票 確認問題の解答

群馬県監査指導課第三係

○確認問題1

身体拘束の廃止・適正化のための取組について、誤っているものを1つ選択してください。

1. 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上行う必要がある。
2. 身体拘束適正化検討委員会を年1回以上開催する必要がある。
3. 身体拘束等の適正化の指針を整備する必要がある。
4. 身体拘束を行っていない場合、必要な措置を講じる必要はない。

<正答>

4. 身体拘束を行っていない場合、必要な措置を講じる必要はない。

身体拘束を行っていない場合でも、下記に示す必要な措置を講じる必要があります。なお、身体拘束の廃止・適正化の取組を行っていない場合も同様に、身体拘束廃止未実施減算を適用するだけでなく、下記に示す必要な措置を講じる必要があります。

- ① 身体拘束等に係る記録をすること。（※身体拘束を行った場合）
- ② 身体拘束適正化検討委員会を年1回以上開催し、従業員に周知すること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修を年1回及び新規採用時に実施すること。また、研修の内容について記録すること。

（説明箇所：（1）運営上の留意点について（2）実地指導を通じての留意点について）

<基準省令（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第184条で準用する第35条の2他>

○確認問題2

業務継続計画について、正しいものを1つ選択してください。

1. 業務継続計画において、利用者の安全を守るための対策を重視する必要はない。
2. 業務継続計画策定のポイントは、「被災時の対策」のみである。
3. 令和6年度以降も引き続き、業務継続計画の策定は努力義務である。
4. 業務継続計画は作成するだけでなく、関係者に周知し、平時から研修等を行う必要がある。

<正答>

4. 業務継続計画は作成するだけでなく、関係者に周知し、平時から研修等を行う必要がある。

業務継続計画の策定は、令和6年度から義務化されます。危険発生時において迅速に行動

ができるよう業務継続計画を策定し、適切な運営に努めてください。

(説明箇所: (5) 災害(業務継続計画)に関して)

<基準省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第184条で準用する第33条の2
他>

○確認問題3

就労支援事業会計について、正しいものを1つ選択してください。

1. 就労支援事業会計は、会計処理について外部委託していれば、理解する必要は全くない。
2. 利用者の賃金等が増えるため、余剰金が多くなるよう努める必要がある。
3. 積立金は3種類以上積み立てることが望ましい。
4. 対象の全ての法人に作成が義務付けられているのは、就労支援事業事業活動計算書と就労支援事業別事業活動明細書である。

<正答>

4. 対象の全ての法人に作成が義務付けられているのは、就労支援事業事業活動計算書と就労支援事業別事業活動明細書である。

就労支援事業事業活動計算書は、対象の全ての法人において作成が義務付けられており、就労支援事業全体の事業活動が分かるものを作成してください。就労支援事業別事業活動明細書についても同様に、対象の全ての法人において作成が義務付けられており、各事業所の生産活動に関するものを作成してください。

(説明箇所: (6) 就労支援会計について)

<「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱い」についての一部改正について(平成25年1月15日社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知) 他>